

東広島市監査公表第6号

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和6年度下半期に定期監査等を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和7年3月26日

東広島市監査委員 天神山 勝浩
同 五丁 和夫
同 坂元 百合子
(公 印 省 略)

令和6年度（下半期）定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等	対象期間
総務部 政策推進監	令和6年度（令和6年10月末現在）
地域振興部 地域づくり推進課	令和6年度（令和6年9月末現在）
生活環境部 市民生活課	令和6年度（令和6年8月末現在）
建設部 維持課	令和6年度（令和6年10月末現在）
都市部 都市整備課	令和6年度（令和6年11月末現在）
下水道部 下水道建設課	令和6年度（令和6年10月末現在）
消防局 消防総務課	令和6年度（令和6年9月末現在）
学校教育部 指導課	令和6年度（令和6年8月末現在）
学校教育部 【小学校】 西条・板城・東西条・ 平岩・御菌宇・川上・ 原・八本松・三ツ城・上黒瀬 【中学校】 西条・向陽・八本松・ 磯松・高美が丘・黒瀬	令和6年度（令和6年9月末現在）

第2 監査の期間

令和6年10月15日から令和7年3月19日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

対象部局等	指摘事項
地域振興部 地域づくり推進課	【所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務】 集会所及び地域センターの指定管理業務において、基本協定書の所在が確認できなかった。 文書事務取扱規程に基づき、適正な事務に改められたい。

第6 監査意見

公の施設の指定管理に係る事務において、基本協定書の所在が不明となっている事案があった。

基本協定書は、市と指定管理者が適正かつ円滑に施設を管理・運営するために必要となる事項を定めた重要な書類であることから、適切な管理に改められたい。